平成２５年（再イ）第６５号

北九州市八幡西区本城４丁目２番３号　203

再生債務者　下久　篤

1　決議に付する再生計画案　平成25年12月27日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月７日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月７日まで

平成26年１月17日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再イ）第２２号

茨城県結城市新福寺５丁目３番地４　レオパレス城南107

再生債務者　白戸　勝也

1　決議に付する再生計画案　平成25年12月17日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月14日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月14日まで

平成26年１月17日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第１３号

山口県周南市平和通１丁目５番地　一力ビル５Ｆ

再生債務者　田中　正勝

1　決議に付する再生計画案　平成26年１月15日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月14日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月14日まで

平成26年１月17日　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（再イ）第１７号

山口県周南市福川１丁目15番11号

再生債務者　中村　徳孝

1　決議に付する再生計画案　平成26年１月16日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月14日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月14日まで

平成26年１月17日　山口地方裁判所周南支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００６９号

神奈川県厚木市みはる野２―24―22

再生債務者　渡辺　秀和

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年12月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月14日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００８１号

東京都葛飾区水元５―11―19

再生債務者　増川　宏

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月14日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第３号

沖縄県中頭郡中城村字久場８番地14

再生債務者　池間　正巳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月16日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（再ロ）第３号

茨城県石岡市若松２丁目５番35号

再生債務者　今泉　光司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月16日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（再ロ）第４号

大津市螢谷５番34号

再生債務者　奥村　祥一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月16日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再ロ）第２号

京都府福知山市和久市町239番地　ＳＥＩＷＡマンション321号

再生債務者　前川　康晴

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月16日

京都地方裁判所福知山支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１号

福岡県田川郡福智町金田255番地

再生債務者　松浦　幸一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月16日　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（再ロ）第８号

広島県廿日市市阿品台５丁目14番６号

再生債務者　増村　栄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月16日

広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第８号

熊本市中央区本山町67番地１　神元アパート201号室

再生債務者　山田　健一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年１月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月16日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 26 年１月 27 日　　山形県教育委員会

1　失効した免許状

氏名　菊池竜太郎、本籍地　山形県

免許状の種類等、授与年月日、授与権者

幼稚園教諭二種免許状

平９幼２種第104号、平成10年３月15日

岩手県教育委員会

2　失効年月日　平成24年８月３日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第１号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成 26 年１月 27 日　　千葉県教育委員会

1　免許状の種類（教科・領域）及び番号

⑴　高等学校教諭一種免許状（数学）

平22高一種第1879号

⑵　高等学校教諭一種免許状（情報）

平22高一種第1891号

⑶　中学校教諭一種免許状（数学）

平22中一種第1426号

⑷　小学校教諭二種免許状

平23小二第456号

2　授与年月日及び授与権者

⑴　平成23年３月31日　神奈川県教育委員会

⑵　平成23年３月31日　神奈川県教育委員会

⑶　平成23年３月31日　神奈川県教育委員会

⑷　平成24年３月31日　千葉県教育委員会

3　氏名及び本籍地

後藤　央　長野県

4　失効年月日

平成26年１月15日

5　失効の理由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

解散公告

当組合は、新設合併により平泉農業協同組合（住所岩手県一関市竹山町七番一号）に権利義務全部を承継させて解散することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

効力発生日は平成二十六年三月三日です。

なお、当組合の財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

平成二十六年一月二十七日

岩手県一関市竹山町七番一号

岩手南農業協同組合

代表理事組合長　千葉　長吉